

令和6年度 一般会計歳入 第24款5項4目 こども青少年費 雑入(1) 広告料収入

受付 番号	項目番号	連絡先	担当 地域子育て支援課 担当者名 横林 電話 671-4157
----------	------	-----	--

設 計 書

- 1 件名 令和6年度 よこはま子育てガイドブックどれどれの広告枠の一括売渡し
- 2 履行場所 仕様書のとおり
- 3 履行期間
又は期限 期間 契約締結日 から 令和 年 月 日 まで
期限 令和6年7月31日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分 場所)
- 7 業務概要 仕様書のとおり

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額	摘 要
広告料	A 4	13	頁			歳入
広告料						
消費税及び地方 消費税相当額		1	式			1円未満切捨
広告料金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

令和6年度 よこはま子育てガイドブックどれどれ 広告掲載仕様書

1 履行場所

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課

2 履行内容

令和6年度 よこはま子育てガイドブックどれどれの広告枠の一括買取り及び広告掲載

3 よこはま子育てガイドブックどれどれの概要

規格	判型	A4判
(予定)	頁数	107
発行部数(予定)	34,000部※	
発行頻度	年1回	
発行予定日	令和6年7月	
配付期間(予定)	令和6年7月頃から令和7年6月頃まで	
内 容	妊娠期から就学前までの子育て情報 【参考】 令和5年度 よこはま子育てガイドブックどれどれ https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/ninshin/2020doredore.html	
配付エリア	全市	
配付対象者	本市に妊娠の届出等をした方	
配付場所	各区こども家庭支援課	
配付方法	窓口にて手渡し	

※母子手帳交付数を基礎に推計したもので実際の交付数を確約するものではありません。

4 広告の規格

(1) 概要

掲載面	スペース(縦×横)	枠数	色数
表紙及び裏表紙の裏面	A4判	2頁	4色
巻末	A4判	11頁	4色

(2) 注意事項

各広告原稿の右頁は右上に、左頁は左上に「**広告**」と表示すること。その際、表記を統一し、広告内容と混同されることのないよう、区別すること。

(3) 広告枠について

1頁で1枠とし、1頁内での広告枠の分割は不可とする。

5 広告原稿の作成及び納品

横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守するとともに、次の事項に留意すること。

- (1) 広告原稿は、内容について事前に本市と協議し、完全版下を令和6年3月29日（金）までに納品すること。
- (2) 広告原稿の校正は、広告取扱事業者の責任において行うこと。
- (3) 表現内容が不適切又は本市の広告関連諸規程に抵触する広告は、本市の指示に従い、表現等の修正若しくは変更、広告原稿の再作成又は広告主の変更等を行うこと。
- (4) 販売期間等、期限を明示する場合は、発行日以降のものとする。
- (5) 入稿時には出力見本を添えること。

6 広告掲載が望ましくない業種及び内容

- (1) 出産又は子育てに関連しない内容
- (2) 保健指導等、母子健康手帳及びよこはま子育てガイドブックどれどれの内容と類似又は相反する内容
- (3) 医療又は保健に関する業種
- (4) 個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス等）を直接収集するためのハガキ、QRコード、ホームページアドレス等を含む広告
例：個人情報入力フォームを含むページに直接遷移する二次元バーコードやホームページアドレス
直接遷移するページには個人情報入力フォームを含むページへのリンク先しかなくその他のページへのリンク先がない二次元バーコードやホームページアドレス

7 広告料

- (1) 入札にあたっては、前記4（1）に示す広告枠をすべて一括で買い取ることを条件とし、全枠の買取金額の総額を広告料として、本市に提示すること。
- (2) 広告料は、本市の発行する納入通知書により、本市の指定する期限までに納入すること。
- (3) 入稿締切までに原稿を提出できなかった場合、広告を掲載しないことになるが、その場合であっても広告料を支払うこと。

8 その他

- (1) 広告掲載頁並びに順序の指定及び掲載する広告内容の詳細等、本仕様書に記載のない事項については、本市と協議のうえ決定する。
- (2) 令和6年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、案件として成立しません。